

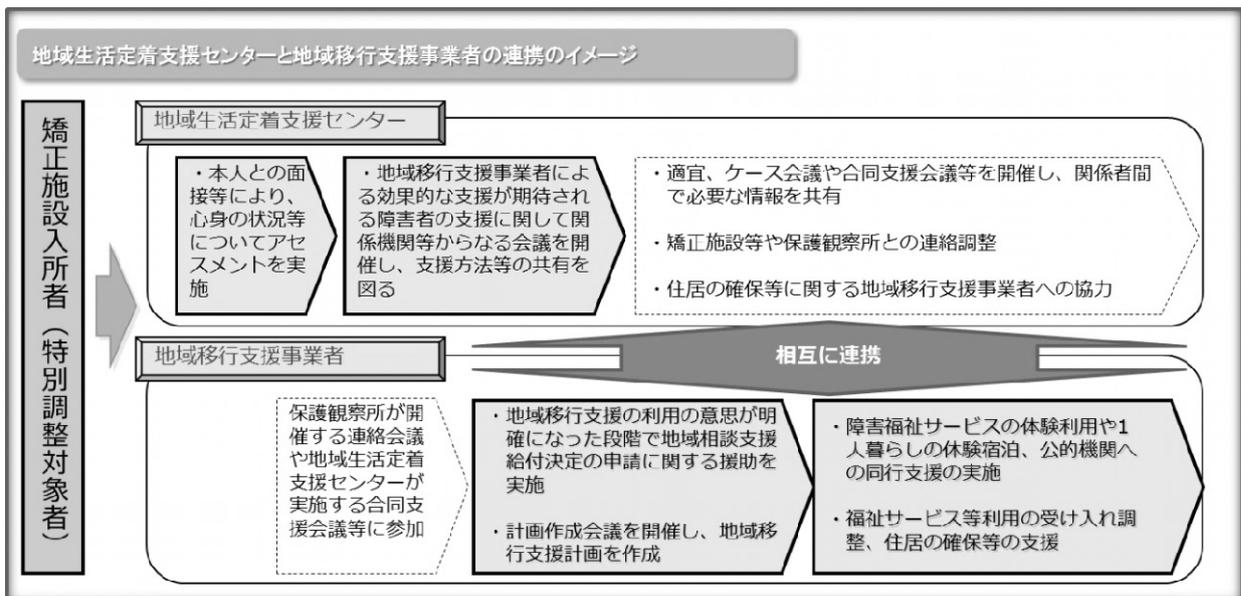
④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

- ・ 指定地域移行支援事業者は、保護観察所が主催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

(更生保護施設に入所した障害者等に対する支援)

矯正施設を退所後に更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームに入所等した障害者（特別調整対象障害者に限らない。）についても、平成 26 年 4 月以降、地域移行支援の給付対象としていところである。これらの施設に入所等した障害者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

(参考) 地域生活定着支援センターと地域移行支援事業者の連携のイメージ



④ 矯正施設等入所者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の実施主体について

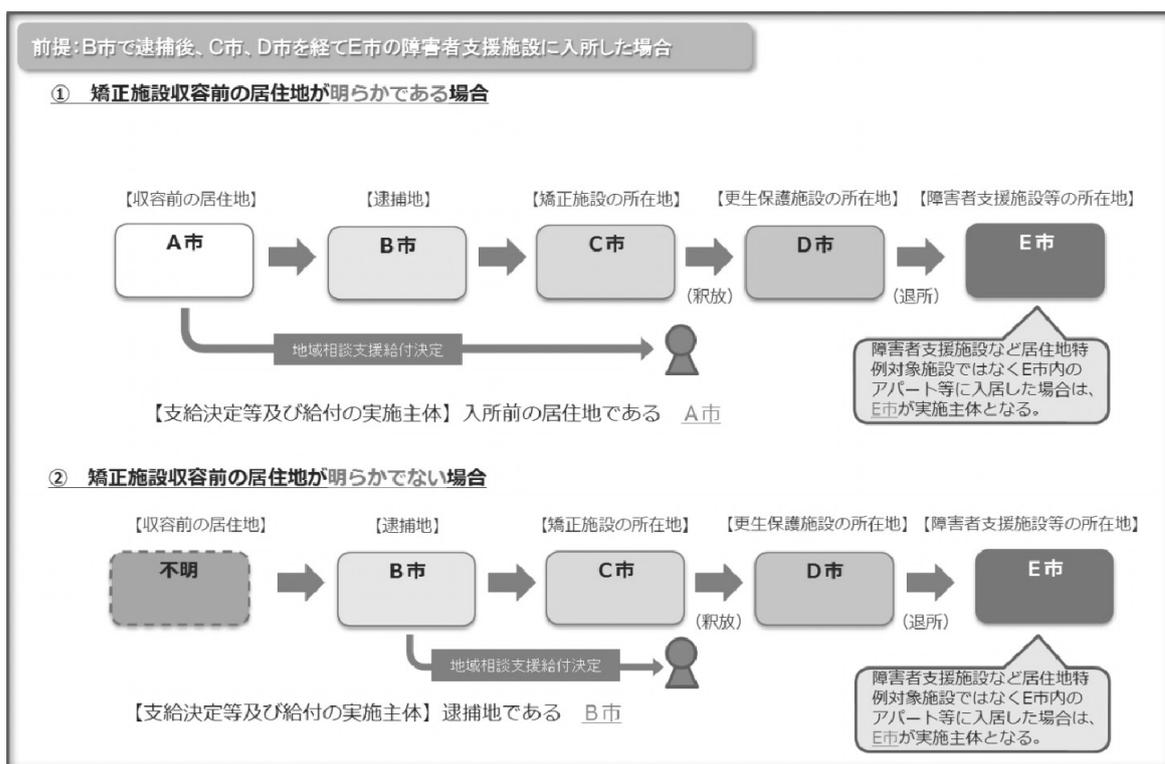
矯正施設所在地の介護給付費の支給決定や地域移行支援給付費の支給（給付）決定事務及び費用負担が過大とならないよう、矯正施設及び更生保護施設等を障害者支援施設など障害者総合支援法第 19 条に規定する特定施設（居住地特例対象施設）に準じた取扱いとすることとする。したがって、矯正施設等に入所している者の地域移行支援給付費の給付決定等及び給付の

実施主体は、以下の市町村が行うものとする。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとする。

ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とする。

イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とする。

(参考) 矯正施設等入所者に対する地域相談支援給付決定等の実施主体



⑤ 助成制度等の活用について (関連資料⑤ (178 頁))

矯正施設に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算(地域生活移行個別支援特別加算)として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部に算定実績の全くない府県があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月
グループホーム	39 人	71 人	110 人
ケアホーム	56 人	88 人	134 人
障害者支援施設※	27 人	40 人	42 人
宿泊型自立訓練	8 人	31 人	41 人
合計	130 人	230 人	327 人

※ 障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用を努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施

する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

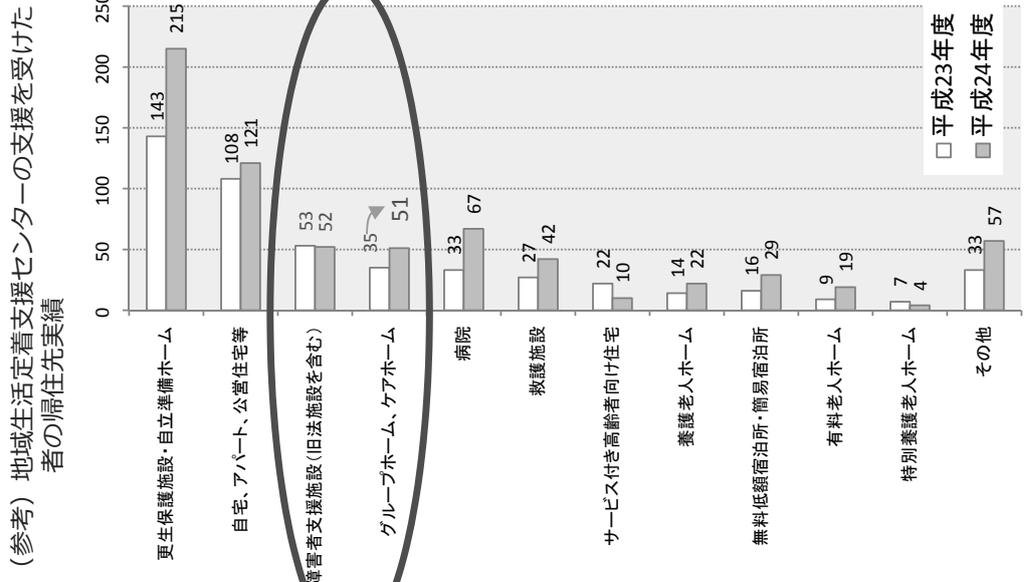
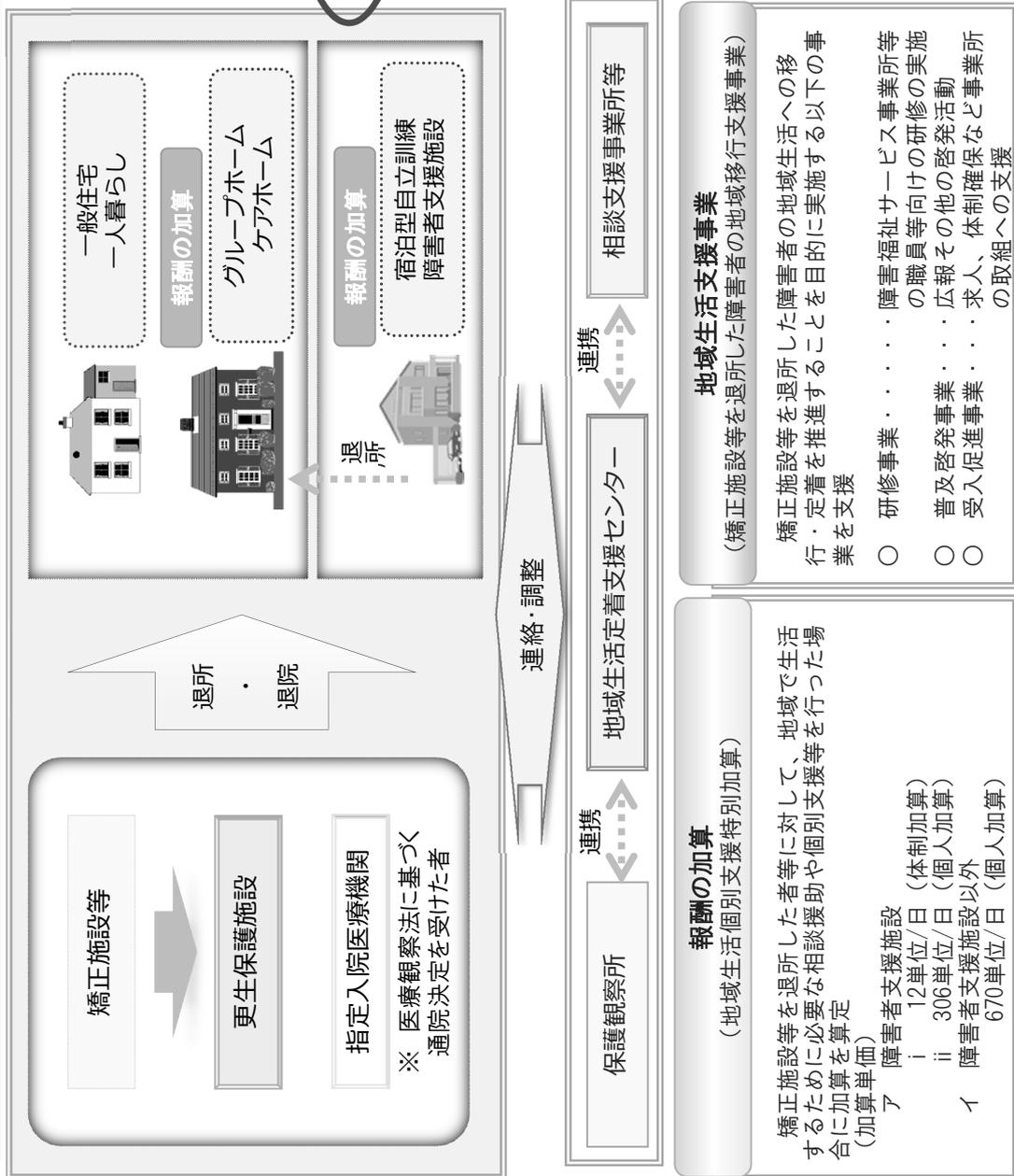
【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算（「地域生活移行個別支援特別加算」）で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。



(関連資料⑤)

(8) 地域相談支援の着実な実施等について

① 地域相談支援の提供体制の整備について(関連資料⑥、⑦(181頁))

平成 24 年 4 月 1 日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第 3 期障害福祉計画において、平成 25 年度にそれぞれ 1 か月平均で地域移行支援は 7,634 人、地域定着支援は 11,129 人が利用することが見込まれていたところである。

しかしながら、その利用実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、直近の平成 25 年 10 月でも地域移行支援が 511 人、地域定着支援が 1,567 人と計画値に対して極めて低調となっており、都道府県別にみても大きな格差が生じているところである。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の 8 割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を積極的に活用しながら、今年度の利用実績の分析や課題の整理、対応方策等の検討、障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど計画的な地域相談支援の提供体制の整備の推進に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得るため、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、適切な運用に努められたい。

② 精神障害者の退院支援体制の整備等について(関連資料⑧(183頁))

平成 25 年 6 月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成 26 年 4 月から施行することとしている。

これを受け、相談支援事業者等(地域援助事業者)において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー(「相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保」として財政支援を行うことを予定している)ので、当該助成制度の積極的な活用を努められたい。

(参考) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保の概要

ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

イ 事業内容

相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。